

市役所の部や課の名称が変わります

職員の能力を最大限活用する組織の構築と、市の重点施策「5万人都市再生」を明確にするため組織機構を見直し、4月1日から次のとおり、6つの課を新設し、12の部・課で名称変更しました。新組織では、組織の命令系統の統一、職員の権限・責任の明確化を図るなど、業務の効率化やスピードアップをめざします。

■新設課と主な仕事内容

名称	設置場所	内容
人口増政策課	本庁舎3階北側	各部署が行う人口増政策全体の相互調整を行い、総合的に政策を推進する。
管財課	本庁舎2階北側	入札事務、市有財産の管理・活用の強化、入札制度改革、公契約条例の制定に取り組む。
福祉企画課	本庁舎1階東側	福祉部門全般を横断する計画・業務の立案・進行と統括管理を行う。
健康課	議会棟1階北側	まちぐるみ健診、高齢者インフルエンザ予防などの窓口として市民の健康増進を推進する。
管理共済課	本庁舎4階南側	地域振興部の管理業務と農業共済業務を統合・強化する。
用地課	本庁舎5階南側	用地買収、地籍調査、道路内民地処理、登記事務など用地関係業務を統合・強化する。

■名称変更した部・課／市民に分かりやすくとの観点から、部・課名を見直し、短く呼びやすい名称に変更しました。

旧名称	新名称
経営戦略室	ふるさと創造部
市民福祉部	健康福祉部
都市開発部	都市整備部
自治参画課	ふるさと創造課
安全防災課	危機管理課
国保健康課	市民課（国保医療業務を統合）

旧名称	新名称
社会福祉課	地域福祉課
ダイバーシティ推進課	人権推進課
ふるさと営業課	商工観光課
環境創造課	環境課
資源リサイクル課	環境整備課
自己実現サポート課	文化スポーツ課

【問合せ】 行政課 ☎④8702 FAX④1800 somu@city.kasai.lg.jp

■さわやか市民賞

加西市は3月13日、文化やスポーツなどで輝かしい活躍をされた次の皆さんに「さわやか市民賞」をお贈りしました。

■畑中晴太郎（北条小1年）写真①

平成23年度兵庫県交通安全ポスターコンクールで最優秀賞の兵庫県知事賞を受賞

■金澤妃菜（北条小4年）写真②

平成23年度JA共済小・中学生書道コンクールで最優秀賞の兵庫県知事賞を受賞

■北田ナオミ（北条東小6年）写真③

第23回全国児童水辺の風景画コンテストでジャンゲームフィッシュ協会会長賞を受賞

■岡本ちあり（善防中2年）写真④

第84回兵庫県小・中・高校絵画展で学年最優秀賞の学年優秀作品賞を受賞

■武藤愛珠佳（北条中3年）写真⑤

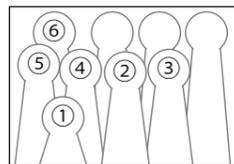
第61回社会を明るくする運動作文コンテストで兵庫県最優秀賞の兵庫県推進委員会委員長（県知事）賞と全国優秀賞の日本BBS連盟会長賞を受賞

■松本武彦（鶴野町）写真⑥

第11回全国障害者スポーツ大会おいでませ！山口大会でソフトボール投（男子）1位、立幅跳（男子）1位（記録2m53cm：大会新記録）



受賞者6名と市長ら



■市長感謝状

加西市は2月24日、播磨農業高等学校の郷土伝統文化継承クラブに3年間在籍した次の2名に、加西市発祥である播州歌舞伎の継承保存の努力をたたえ、「市長感謝状」をお贈りしました。

■前田彩、正木章裕

市街化調整区域のまちづくりにご協力を

加西市は、市域の3分の2が開発を抑制する市街化調整区域に定められています。建築制限等により、農家住宅や農業用倉庫などを除いて、原則、一般住宅や工場の建設ができません。

このため、市街化調整区域の出身者が実家近くに住宅を構えられず、居住者が減少して、集落の活力が低下するなどの問題があらわれています。

このような市街化調整区域の課題に対応するため、兵庫県は平成14年に、右の9つのメニューからなる特別指定区域制度を創設しました。



加西市は、特別指定区域制度を活用し、平成19年に市内104地区で「①地縁者の住宅区域」の区域指定を行い、平成23年には宇仁地区で「②新規居住者の住宅区域」の区域指定を行いました。

今後、更なる地域の課題の解決に向け、特別指定区域制度を活用した建築制限の緩和を図り、市街化調整区域内の土地の有効利用を進めていきます。

■自治会の皆さまにお願い

「①地縁者の住宅区域」の区域拡大や、「②新規居住者の住宅区域」の区域指定などのご希望があれば、下記まで情報提供をお願いします。

■事業所の皆さまにお願い

「③地縁者の小規模事業所区域」「④既存事業所の拡張区域」や「⑤既存工場の用途変更区域」などの区域指定で建築制限の緩和に努めますので、数年内に今ある事業所の敷地を広げたい、今の事業の業種を変えたいなどの意向があれば、下記まで情報提供をお願いします。

【問合せ】 都市計画課 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp

森林の所有者届出制度が4月から開始します

平成23年4月の森林法改正により、24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務付けられました。



■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。
※詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ】 農政課 ☎④8741 FAX④1802 nosei@city.kasai.lg.jp